こい	十日（コイ春ウイルス血症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十五日、コイヘルペスウイルス病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十一日）	
きんぎょその他のふな属魚類 こくれん はくれん	十日（コイ春ウイルス血症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては、十五日）	
あおうお そうぎよ	十五日	
ないるてぃらぴあ	十日	
まだい	三十日	
くるまえび科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	十日（壊死性肝膵炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十八日、タウラ症候群の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日）	
とこぶし ふくとこぶし	七日	
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	百八十日	
まがき属かき類	七日	
ほたてがい	二百十日	
まぼや	二十三日	

（持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正）

第二条　持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

水産動植物	伝染性疾病	
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症（Ⅳａ型を除く。） サケ科魚類のアルファウイルス感染症 流行性造血器壊死症 ピシリケッチア症	

	レッドマウス病 旋回病	
こい	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 レッドマウス病	
きんぎょその他のふな属魚類 こくれん はくれん	コイ春ウイルス血症 レッドマウス病	
あおうお そうぎょ	コイ春ウイルス血症	
ないるてぃらぴあ	レッドマウス病	
まだい	マダイのグルゲア症	
くるまえび	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病	
しろあしえび	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病	
うしえび	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症	